

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月4日

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常務理事 達谷窟 庸野

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 大学病院医事会計システム等へのオンラインバックアップ導入のリース
- (2) 仕様 入札条件書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- (4) 納入場所 契約担当役が指定する場所
- (5) 入札方法 入札は上記1(2)の月額リース料の金額で行う。その他については入札心得書による

## 2 入札参加資格

- (1) 令和6・7年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。

## 3 入札手続き等

### (1) 担当部課

〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

学校法人 産業医科大学 財務部契約課契約第1係

TEL 093-691-7132 (一般契約係直通) Fax 093-692-6651

### (2) 入札条件書等の交付期間及び交付場所

①交付期間 令和8年2月4日(水)から令和8年2月13日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで

②交付場所 上記3(1)に同じ

## 4 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 入札書提出期限 令和8年2月25日(水) 16時00分まで

(2) 入札書提出場所 上記3(1)に同じ

- (3) 入札書の提出方法 持参すること。
- (4) 入札の日時 令和 8 年 2 月 2 6 日 (木) 11 時 30 分
- (5) 入札の場所 産業医科大学 事務局本部 2 階第 1 会議室

## 5 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 保証金 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 入札の無効
  - ① 本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札
  - ② 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
  - ③ 入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書及び覚書作成の要否 要
- (7) その他詳細は入札心得書による。

## 入札条件書

学校法人産業医科大学  
契約担当役

リース契約に係る入札条件として、下記の事項を提示します。

### 記

1. リース物件名 大学病院医事会計システム等へのオフラインバックアップ導入  
(別紙内訳書のとおり)
2. 物件価格 10,460,000円 (消費税相当額は含まない。)
3. 物件売主 株式会社 ソルネット
4. リース期間 60ヶ月 (5年間)
5. リース開始日 令和8年4月1日
6. リース料支払方法 毎月末日に均等払い
7. 消費税の取扱 本入札における応札金額には、消費税を含めないこととし、落札金額（月額リース料）に消費税相当額を加算した金額を契約金額とする。
8. 契約期日 複数年契約とする。  
(契約書様式は別紙のとおりとする)
9. 使用権設定許諾権 本学、及びリース会社は原契約に基づきリース会社から本学に賃貸される物件のうちプログラムについてはリース会社が納入業者より使用権設定諸諾権を取得し本学に許諾することにより、本学に賃貸されるものであることとする。

## 10. プログラム(ソフトウェア)の使用無償譲渡

原契約の定めにかかわらず、原契約に基づきリース会社からリース満了時の買い取り、リース延長時の再リースにおいては物件のうちプログラム等ソフトウェアを除く部分の所有権のみを対象とすること。

その場合、リース会社は当該プログラム等の使用権許諾関係から離脱するものとし、以降当該プログラム等の使用権は納入業者から本学に直接許諾されるものとする。なお、納入業者から本学の使用権許諾は無償にておこなうものとすること。

## 11. その他

リース会社は前項により権利関係から離脱した場合、それ以降、当該プログラムに関して一切責任を負わないものとする。

納入業者との売買契約に関して、納入業者の契約条件を順守すること。

■大学病院 医事会計システム等 オフラインバックアップ導入

商品コード	商品名	数量
	<Arcserve CRSサーバ>	
7DGDCTO1WW	ThinkSystem SR650 V4-3yr Base Warranty	1
7S0XCTO8WW	XClarity Controller Prem-FOD	1
5WS7C20150	5Yr Premier 24x7 Resp SR650 V4	1
LD-GPASS/BK3	LANケーブル/CAT6A/スーパースリム/3.0m/ブラック	3
	<Arcserve オンプレ>	
NCRSACSWCRJ01TS12C	Arcserve Cyber Resilient Storage 1 TB - 1 Year Subscription	60

# 入札心得書

学校法人 産業医科大学  
契約担当役

## 1 一般競争入札参加者の資格

令和6・7年度において学校法人産業医科大学における物品の販売等の競争参加資格を有する者であること。

## 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名：大学病院医事会計システム等へのオンラインバックアップ導入のリース
- (2) 仕様：入札条件書のとおり
- (3) 契約期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日
- (4) 納入場所：契約担当役が指定する場所に指定された物品を納入すること。

## 3 入札書提出及び開札

- (1) 入札書提出期限：令和8年2月25日（水）16時00分まで
- (2) 入札日時：令和8年2月26日（木）11時30分
- (3) 入札場所：産業医科大学 事務局本部 2階 第1会議室
  - \* 入札場所等を変更する場合は、当日掲示連絡を行う。
  - \* 入札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。

### (4) その他

- ①入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
  - ②本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、1回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。
- ただし、2回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めないものとする。

## 4 入札書等の作成及び提出方法

### (1) 入札書

- ①入札書の様式は、別添のとおりとする。
- ②入札書には、入札金額（月額リース料）、件名、作成年月日、会社名及び入札者名を記入し、押印すること。
- ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。
- ⑤代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

### (2) 委任状及び使用印鑑証明書

- ①委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。
- ②代理人による入札の場合は、必ず提出すること。
- ③入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。
- ④入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること。

⑤使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。

### (3) 見積書

①見積書の様式は、別添のとおりとする。

②見積書は、落札者がない場合の随意契約の際に使用する。

## 5 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名、押印のない入札
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札
- (5) その他の事項について訂正印のない入札
- (6) 数回反復する入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札

## 6 納入業者及び落札価格の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額入札をした者が2人以上あるときは、大学は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、予定価格に達した者がないときは、直ちに再入札に付する。
- (4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がないときは、予定価格の範囲内で随意契約とすることができます。
- (5) 随意契約によるときは、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適宜に他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。

## 7 契約書及び契約事項

- (1) 契約書は、別添のものとする
- (2) 入札参加者は、別添契約書を熟読の上、入札しなければならない。
- (3) 入札後、契約書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 8 入札保証金、契約保証金

入札保証金及び契約保証金の納入は、免除する。

## 9 その他

- (1) 本入札のため、当大学から配付した入札条件書及び契約書等は、すべて入札終了後、破棄すること。
- (2) 本案件は入札説明会を行わないで、内容等について不明な点は、照会先まで問い合わせること。
- (3) ①本入札に関する照会先： 財務部契約課 一般契約係  
TEL : 093-691-7132 • FAX : 093-692-6651
- ②物件に関する照会先 : 株式会社 ソルネット 諫山 (TEL : 093-661-5550)

## 入札書

月額リース料￥

件名：大学病院医事会計システム等へのオフラインバックアップ導入のリース

契約書及び入札心得書を承諾のうえ、入札いたします。

令和 年 月 日

代表者

住所

名称

職 氏名

印

代理人

住所

名称

職 氏名

印

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常務理事 達谷窟 庸野 殿

## 見 積 書

月額リース料￥

件 名 : 大学病院医事会計システム等へのオフラインバックアップ導入のリース

契約書及び入札心得書を承諾のうえ、見積いたします。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所

名 称

職 氏 名

印

代 理 人

住 所

名 称

職 氏 名

印

学校法人 産 業 医 科 大 学

契約担当役

常務理事 達谷窟 庸野 殿

## 委任状及び使用印鑑証明書

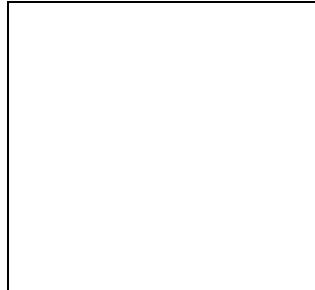
私は、を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「大学病院医事会計システム等へのオフラインバックアップ導入のリース」に係る  
入札及び見積に関すること。

なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使 用 印



令和 年 月 日

住 所  
名 称  
職 氏 名

印

学校法人 産 業 医 科 大 学  
契約担当役  
常務理事 達谷窟 庸野 殿

## 入札書提出時及び入札当日持参する書類一覧

### 入札書提出時

#### ○ 入札書、委任状及び使用印鑑証明書（日付は提出日）

※指定された期日までに提出すること。

### 入札書をいれる封筒記載方法

(表面)

会社名	契約担当役	学校法人産業医科大学	件名	入札書
			○	○
令和	常務理事	達谷窟庸野	○	○
年	○	○	○	○
月	○	○	○	○
日		殿		

(裏面)

割印
----

### 入札当日

#### ○ 入札書

・枚数は、3枚用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

#### ○ 見積書（入札不調の際に使用）

・枚数は、3枚用意（コピー）し、各々に押印すること。

\*注意事項：入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。

#### ○ 入札に来られる方の印鑑及び名刺

補足注意事項：配付した仕様書、書類等は、入札終了後破棄して下さい。

入札及び書類等についてご不明な点がありましたら、事前に  
事務担当（契約課 島田 TEL093-691-7132） あてご連絡下さい。

## 賃貸借契約書（案）

学校法人産業医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
とは、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、別記（1）記載の売主（以下「売主」という。）から別記（2）記載の事務用統合サーバ機器（以下「装置」という。）を買い受けて甲に賃貸し、甲はこれを賃借する。

### （契約期間）

第2条 装置の賃貸借期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### （賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、次のとおりとする。

月額 金 円（消費税相当額は含まない。）

総額 金 円（消費税相当額は含まない。）

2 乙は、毎月分の賃貸借料を、その当月甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受理したものについては、当月末日までに支払うものとする。

### （遅延利息）

第4条 賃貸借料及び消費税が甲の責に帰すべき事由により前条に規定する期間内に支払われなかつたときは、期間満了の日の翌日から起算して遅延日数1日につき年2.5%の割合で計算した遅延利息を、甲は乙に対して支払うものとする。

### （装置の引渡し）

第5条 装置は、売主から別記（3）記載の場所に搬入されるものとする。

2 甲は、搬入された装置について直ちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認のうえ、物件借受証を乙に交付するものとし、これをもって装置の引渡しが完了したものとする。

3 装置の規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他瑕疵があつたときは、甲は直ちに乙にこれを通知するものとし、甲がこれを怠つたときは、装置は完全な状態で引渡されたものと見なす。

### （装置の保守）

第6条 甲は、装置の引渡し完了後、装置を乙に返還するまで善良なる管理者の注意をもつて、装置が常に十分な機能を果たし得る状態に維持管理し、かつ、別記（3）記載の場所において正常に運転し又は使用するものとする。

2 装置が損傷を受けたときは、甲は修理、修復を行い、その費用の一切を負担するものとする。但し、乙が第15条の保険金を受領したときは、その金額を限度として、甲は、修理費の負担を免れるものとする。

(装置の取替、改造等)

第7条 甲は、装置の取替、改造又は外の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、あらかじめ文書をもって乙の承諾を得るものとする。

(装置の移転)

第8条 甲は、装置を別記（3）記載の場所から移転する場合は、あらかじめ文書をもつて乙の承諾を得るものとし、この場合装置移転に要する費用は甲の負担とする。

(装置の所有権侵害の禁止)

第9条 甲は、装置を第三者に譲渡したり、担保に入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしないものとする。

(所有権の表示)

第10条 乙は、装置に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

(公租公課)

第11条 固定資産税は、乙が負担するものとする。

2 消費税は、甲の負担とする。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税相当額は、変動後の税率より計算した額とする。

(装置の点検及び秘密保持)

第12条 乙は、契約期間中別記（3）記載の場所に立入り点検できるものとし、甲は、異議なく乙の点検に協力するものとする。この場合において、乙は、必ずその身分を証明する証票を携行するものとする。

2 乙及び乙の従業員は、前項の立入りに際して知り得た甲の業務上の秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。

(通知義務)

第13条 甲は、装置につき、盗難、滅失及び毀損等の事故が発生したとき若しくは乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又はおそれがあるときは、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(装置の滅失、毀損)

第14条 装置が滅失又は毀損して修理不能となったときは、甲は乙所定の賠償金を乙に支払うものとする。

(保険)

第15条 乙は、乙の負担で装置に動産総合保険を付保するものとする。

2 装置に保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する前条の賠償金の支払義務を免れるものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

一 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められたと

き。

二 第18条の規定によらないで乙が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は第2条に規定する賃貸借期間のうち契約を解除した日以降の期間に相応する賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

第17条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員を含む。）または乙の使用人について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、契約を継続することが適当でないと認められるときは、甲は契約を解除することができる。

（乙の解除権）

第18条 甲がこの契約に定める債務を履行しないときは、乙はこの契約を解除できるものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（装置の返還）

第19条 この契約が解除又は終了した場合、甲は、速やかに装置を乙に返還するものとする。

2 前項の場合においては、装置に他の機械器具を取り付けてあるときは、甲は、これを取りはずし、装置を契約締結時の原状に復するものとする。

3 乙は、装置の返還に際して乙の費用負担において、これに立ち会うものとする。

4 装置の返還に要する撤去費、荷造費、運送等に要する費用は、甲が負担するものとする。但し、乙の責に帰すべき事由によりこの契約を解除した場合は乙の負担とする。

5 装置の返還後における履行場所の復旧については、甲が行うものとする。

（賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し）

第20条 甲及び乙は、賃貸借期間が満了したときは、契約書記載の措置に従って、速やかに物件の返還又は所有権移転の手続きを行わなければならない。ただし、物件を返還するとされている場合において、甲は、乙に物件の賃貸借継続又は機器の全部又は一部の売渡しを請求することができる。

2 賃貸借期間満了後において、甲へ所有権が移転する定めがあるときは、賃貸借の満了日をもって、乙から甲へ所有権が移転するものとする。

（賠償金等の徴収）

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に、甲の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払いの日まで年2.5%の割合で計算した遅滞金及びその支払わない額を、甲の支払う

べき賃貸借料から相殺し、なお不足が生じるときは、さらに追徴することができる。

2 前項の不足する額を追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の遅滞金を追徴することができる。

(権利義務の譲渡等)

第22条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(合意管轄)

第23条 甲乙は、この契約に関する紛争解決について、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とするものとする。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項につき疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常務理事 達谷窟 庸野

乙

別記

( 1 ) 装置の売主 株式会社 ソルネット

( 2 ) 装置の内容 大学病院医事会計システム等へのオフラインバックアップ導入  
( 詳細は別紙内訳のとおり )

( 3 ) 装置の搬入、引渡し、使用場所 学校法人産業医科大学  
北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 番 1 号